塩竈市契約規則等に係る契約保証金免除取扱い要領

１．目的

本要領では、契約規則（昭和４５年規則第２１号）第２１条及び建設工事執行規則（昭和４５年規則第２２号）第２３条に規定する契約保証金の免除に係る取扱いについて定めるものです。

２．契約規則第２１条第１項第３号及び建設工事執行規則第２３条第１項第３号関係

（１）「過去２年間」とは、対象案件の入札をしようとする日（以下「開札日」という。）を基準とし、開札日から過去２年間に履行実績の対象とする案件の契約終了日が含まれていることとする。

なお、複数年契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、開札日から過去２年間に１年以上の期間で履行されている場合に限り、その契約を実績と認めることとする。

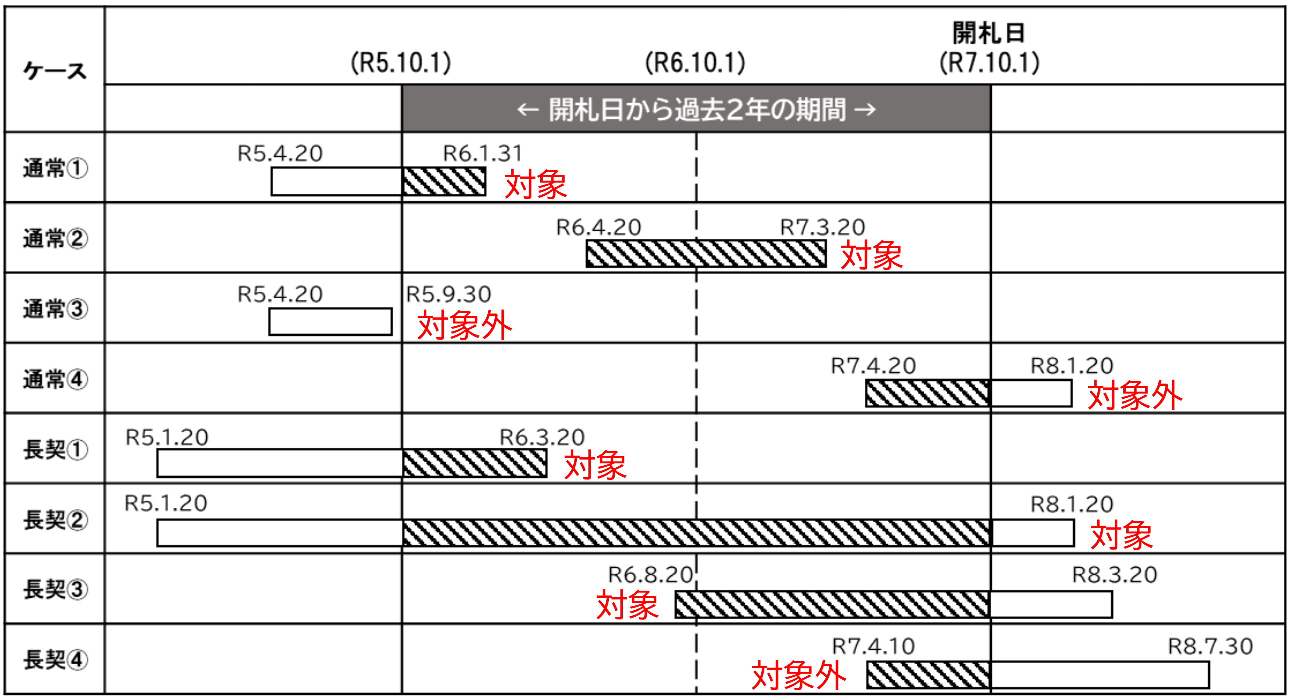

（２）「地方公共団体その他の公法人」とは、都道府県や市町村等のほか、独立行政法人、国立大学法人等の国または地方公共団体が設立した公共の利益を目的として活動する法人とする。

（３）「種類及び規模をほぼ同じくする」とは、①及び②を満たす場合とする。

①「種類」がほぼ同じとは、塩竈市入札参加資格名簿における登録業種（部門）が同一の場合とする。なお、一般競争入札においては、本契約の公告の際の業種とし、指名競争入札及び随意契約においては、本契約の入札指名者選定の際の業種とする。

②「規模」がほぼ同じとは、履行実績の対象とする案件の契約金額（変更契約後の金額）が、これから受注しようとする案件の契約金額の７０％以上（１円未満切り捨て）となる場合とする。なお、単価契約における契約金額は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額とし、複数年契約の場合にあっては、各年度の支払額又は支払予定額のうちの最高額を契約金額とみなすものとする。

（４）「数回以上」とは、２回以上とする。
なお、複数年契約においては、開札日から過去２年間に１年以上の期間で履行されている場合は、履行された期間１年ごとに１回の履行があったとものとする。

（５）「誠実に履行」とは、契約どおりに履行が完了していれば、誠実に履行されたものとする。ただし、当該契約の履行に関連して本市の指名停止又は文書警告が行われた場合にあっては、誠実に履行されたものとは認めない。

（６）本条における契約金額、契約単価、支払額、支払予定額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

３．第１項第４号関係
「契約金額」は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

【参考】塩竈市契約規則第 21 条

（契約保証金の免除）
第 21 条　市長は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
(1)　契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
(2)　契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
(3)　競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に国又は地方公共団体その他の公法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(4)　競争入札又は随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が 1,000,000 円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(5)　法令に基づき延納の特約が認められる場合において、確実なる担保が提供されたとき。
(6)　物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
2　前項第 1 号に該当する場合においては当該履行保証保険契約に係る保険証券を、同項 2 号に該当する場合においては当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。
3　契約の相手方は、前項の規定による当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる銀行若しくは、金融機関又は保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

【参考】塩竈市建設工事執行規則第23条

(契約保証金の免除)

第23条　市長は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1)　契約の相手方が保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2)　契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3)　競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に、国又は地方公共団体その他の公法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらをすべて、誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)　指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が5,000,000円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5)　落札者が大規模かつ技術的難度の高い工事ごとに結成される共同企業体であるとき。

2　前項第1号に該当する場合においては当該履行保証保険契約に係る保険証券を、同項第2号に該当する場合においては当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

3　契約の相手方は、前項の規定による当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該保証契約の相手方たる銀行若しくは、金融機関又は保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

契約保証金免除申請書

年　月　日

（あて先）塩竈市長　　殿

所　　在　　地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

下記契約について、塩竈市契約規則第 21 条第 1 項第 3 号の規定により契約保証金の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

1　契約件名

2　落 札 日　　　　　年　　月　　日

3　履行実績

（1）履行実績①

発　注　者	
契 約 件 名	
契　約　日	年　　月　　日
履 行 期 間	年　　月　　日 から　　　年　　月　　日まで
契 約 金 額	円（最終契約金額とする）

（2）履行実績②

発　注　者	
契 約 件 名	
契　約　日	年　　月　　日
履 行 期 間	年　　月　　日 から　　　年　　月　　日まで
契 約 金 額	円（最終契約金額とする）

※　本市以外と契約している場合、3の契約実績の内容を証明する書類（契約書の写し、発注者が発行した履行証明書（写しでも可）等）のほか、契約が完了している案件については、完了が確認できる書類（検査結果通知書の写し、成績評定通知書の写し等）を必ず添付して下さい。
　なお、押印のある書類の写しを提出する場合は、押印がわかる部分を必ず添付して下さい。